

上尾市環境に配慮した電力の調達契約に係る評価基準

<評価基準表>

基本項目	区分	配点
①直近年度の 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO ₂ /kWh）	0.000 以上 0.350 未満	70
	0.350 以上 0.375 未満	65
	0.375 以上 0.400 未満	60
	0.400 以上 0.425 未満	55
	0.425 以上 0.450 未満	50
	0.450 以上 0.475 未満	45
	0.475 以上 0.500 未満	40
	0.500 以上 0.520 未満	35
	0.520 以上	0
②直近年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③直近年度の再生可能エネルギー導入状況	15.00%以上	20
	8.0%以上 15.0%未満	15
	3.0%以上 8.0%未満	10
	0%超 3.0%未満	5
	導入していない	0
加点項目	区分	配点
④需要家に対する省エネルギーに係る情報提供、簡易的ディマンド・レスポンスの取組及び地域における持続的な再生可能エネルギー電気の創出・利用に向けた取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

<備考>

1 直近年度の 1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数

1 kWh当たりの二酸化炭素排出係数とは、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている調整後排出係数をいう。

2 直近年度の未利用エネルギー活用状況

未利用エネルギーの有効活用の観点から、直近年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおりとする。

直近年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）（kWh）を直近年度の供給電力量（需要端）（kWh）で除した数値

（算定方式）

直近年度の未利用エネルギーの活用状況（%）＝ 直近年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）（kWh）÷直近年度の供給電力量（需要端）（kWh）× 100

- （1） 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。））をいう。

ア 工場等の廃熱又は排圧

イ 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号。以下「再エネ特措法」という。）第 2 条第 3 項において定める再生可能エネルギー源に該当するものを除く。）

ウ 高炉ガス又は副生ガス

- （2） 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。

ア 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。

イ 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

3 直近年度の再生可能エネルギー導入状況

化石燃料に代わる再生可能エネルギーの導入拡大の観点から、直近年度の供給電力量（需要端）に占める再生可能エネルギー電気の利用量の割合を使用する。算出方法は、以下の通りとする。

再生可能エネルギーの導入状況（%）＝（①＋②＋③＋④＋⑤）÷⑥× 100

再生可能エネルギー導入状況とは、次の①から⑤に示した再生可能エネルギー電気の利用量（kWh）を⑥直近年度の供給電力量（需要端）（kWh）で除した数値。ただし、①から⑤の再生可能エネルギー電気の利用量は直近年度に小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。

- ① 直近年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気又は相対契約によって他社から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで再生可能エネルギー電源が特定できる非 FIT 非化石証書の量（送電端（kWh））
- ② グリーンエネルギーCO2 削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものと

して認証されたグリーンエネルギーCO2 削減相当量に相当するグリーンエネルギー証書（電力）の量（kWh）

- ③ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量（kWh）
- ④ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量（kWh）
- ⑤ 非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できるトラッキング付非 FIT 非化石証書の量（kWh）
- ⑥ 直近年度の供給電力量（需要端（kWh））

（①～⑥には他電気事業者への販売分は含まない。）

なお、再生可能エネルギーの導入状況における評価対象の再生可能エネルギー電気は、再エネ特措法施行規則において規定されている交付金の対象となる再生可能エネルギー源を用いる発電設備（太陽光、風力、水力（30,000kW 未満。ただし、揚水発電は含まない。）、地熱及びバイオマス）による電気を対象とする。

4 需要家に対する省エネルギーに係る情報提供、簡易的なディマンド・レスポンスの取組及び地域における持続的な再生可能エネルギー電気の創出・利用に向けた取組

具体的な評価内容として、次の事項が挙げられる。

- 需要家の設定した使用電力を超過した場合に通知する仕組みを有していること
- 需給ひっ迫時等において供給側からの要請に応じ、電力使用抑制に協力した需要家に対し経済的な優遇措置を実施すること
- 地産地消の再生可能エネルギーに関する再エネ電力メニューを設定していること
- 発電所の指定が可能な再エネ電力メニューを設定していること

なお、本項目は個別の需要家に対する省エネルギー・地域における再生可能エネルギーに関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならないものとする。